

決済法制(資金決済法、割賦販売法)の改正法案について

執筆者： 弁護士 日比 慎

April 2020

In brief

政府は、2025年に40%のキャッシュレス化達成を目標として普及を図ってきており、新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大防止の観点からも改めてキャッシュレス決済が注目されています。決済に関する法規制は複雑であり、資金の送金に関しては銀行法及び資金決済に関する法律(資金決済法)が、前払いの決済サービス(プリペイ)については資金決済法が、後払いの決済サービス(ポストペイ)については主に割賦販売法が規制しています。決済法制の横断化の観点から、金融庁及び経済産業省にて資金決済法、割賦販売法の改正が検討される中、2020年3月に資金決済法及び割賦販売法の改正法案が通常国会に提出されました。今回のニュースレターでは、これらの改正法案について概観します。

In detail

1. 決済法制に関する改正動向

政府が2025年に40%のキャッシュレス化達成を目標とし普及を図る中、決済分野での新規ビジネスの拡大が進んでいます。「成長戦略実行計画」(2019年6月21日)でも、決済法制の横断化・決済事業者の円滑な事業展開を可能とする仕組みを導入することとされましたが、資金決済法を所管する金融庁及び割賦販売法を所管する経済産業省にて検討が進められ、2019年12月20日に、金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」報告及び産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会「当面の制度化に向けた整理と今後の課題～テクノロジー社会における割賦販売法制のあり方～」がそれぞれ公表されています。そして、これらの報告書に基づき、資金決済法改正法案及び割賦販売法改正法案が本年の通常国会に提出されています。

2. 資金決済法改正法案

資金決済法改正法案では、資金移動業の規制の柔構造化が図られるとともに、従来、資金決済法の規制対象外とされた収納代行・代金引換等のサービスのうち、実質的には一般利用者間の送金サービスに当たるものについて資金移動業として規制を受けることを明確化する改正がなされています。また、譲渡可能な前払式支払手段への規制を可能とする改正も含まれます。

(1) 資金移動業の規制の柔構造化

現在、送金額に応じた規制となっていない資金移動業について、送金額に応じて、高額送金を扱う事業者(第一種資金移動業)、現行規制を前提に事業を行う事業者(第二種資金移動業)及び少額送金のみを扱う事業者(第三種資金移動業)の3類型に区分され、送金額に応じた規制が課されることとなりました。

(i) 第一種資金移動業

第一種資金移動業は、現行の資金移動業者の送金上限額(1件当たり100万円)を超える金額の送金に利用者のニーズが一定程度存在すること(海外送金、高額商品・サービス、企業間決済等)から、新たに設けられた類型であり、上限額の限定なく送金を取り扱うことが可能とされます。このため、現在の資金移動業の登録制に加えて、業務実施計画を定め、認可を受けることが要求されます(改正後資金決済法40条の2)。また、今後の事務ガイドラインの改正によりシステムリスク管理、セキュリティ対策、AML/CFT対策等に関し、既存の資金移動業者よりも充実した体制整備が要求されることを見込まれます(参入規制)。また、具体的な送金指図を伴わない利用者資金の受入れを禁止するとともに、運用・技術上必要な期間を超えて利用者資金の滞留を認めないこととされました(滞留規制、改正後資金決済法51条、51条の2。具体的な期間等については、内閣府令で定められることとなります)。なお、第一種資金移動業については、銀行と同様の高額送金が認められることとなりますが、預金保険により決済途上の資金が全額保護される銀行とは異なり、破綻時には決済途上の資金の保護は図られないため、利用者資金の受入れから保全までのタイムラグの短期化が図られることが予定されています。各営業日における要履行保証額以上の額に相当する額の履行保証金を供託等することになりますが、具体的に何営業日以内とされるかは今後の内閣府令において定められます(改正後資金決済法43条1項1号)。

(ii) 第二種資金移動業

第二種資金移動業は、現行の送金上限額に関する規制を前提として事業を行う事業者となります。そのため、基本的な枠組みは変わりませんが、利用者資金の滞留が一部の業者に見られたことから、資金の滞留規制が課されることとなります(改正後資金決済法51条)。利用者1人当たりの受入額が1件当たりの送金上限額を超えている場合、利用者資金と為替取引との関連性の確認、為替取引利用の蓋然性が低い場合の利用者に対する払出しの要請、利用者が要請に応じない場合の払出しの実施が内閣府令で規定される見込みです。

(iii) 第三種資金移動業

第三種資金移動業については、少額の送金のみを扱う事業者として、現行の規制を緩和する類型となります。送金上限額は、政令で定められることとなりますが、1件当たりの送金額及び利用者1人あたりの受入額の上限のいずれも少額とされることが見込まれます。参入規制やAML/CFT対応の点については既存の資金移動業者と同等の規制が課されますが、利用者資金の保全方法として、自己の財産と分別した預貯金での管理が認められることとなり(改正後資金決済法45条の2第1項)、資金繰り負担の改善とコスト低下につながる事が期待されています。なお、預貯金による利用者資金の管理を行う場合には、公認会計士等の外部監査を受けることが求められます(改正後資金決済法45条の2第2項、53条3項)。

(iv) 利用者資金の保全方法の合理化

第三種資金移動業については、自己の財産と分別した預貯金での利用者資金の保全方法が認められることとなりましたが、種別を問わず、利用者資金の保全方法の合理化が図られています。従来は認められていなかった供託又は保全契約と信託契約との併用が広く認められ(改正後資金決済法45条)、固定部分は供託又は保全契約、変動部分は比較的入出金が容易な信託契約を使うといった対応が可能となります。なお、併用を認める前提として、従来異なっていた保全額の算定頻度が週1回以上に統一されることとなります。保全までの期間については、1週間以内で内閣府令で定める期間とされ、将来的に内閣府令の改正により短期化を図ることが可能な建付けとされており、特に第一種資金移動業については短期にされることが見込まれています。また、現在年2回の報告書の提出が求められているところ、内閣府令の改正にて報告頻度が引き上げられる見込みです。

(2) 前払式支払手段

前払式支払手段については、金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」にて、譲渡可能な前払式支払手段に関するサービスに対する規制の必要性が議論されました。これを受け、今回の法案では、利用者の保護及び業務の適切な運営を確保するために必要な措置を講じる義務が課されており(改正後資金決済法 13 条 3 項)、今後、内閣府令の改正において、チャージ残高を他者に譲渡することで支払手段の移転が可能なものに対して、譲渡可能なチャージ残高の上限額が設定されるとともに、不自然な取引を検知する体制整備義務が課されることが想定されます。また、内閣府令の改正に際しては、利用者に対する情報提供義務(改正後資金決済法 13 条 1 項)につき、利用者資金の保全方法に関して全額保全が図られていないことや発行者の保全方法に関する情報が追加されることが見込まれます。

(3) 収納代行・代金引換等

収納代行・代金引換等のサービスについては、債権者が事業者や国・地方公共団体であり、債務者が二重払いのリスクを負わない契約形態のものは、従来どおり資金移動業としての規制を受けないこととされました。一方、いわゆる割り勘アプリのように収納代行と称しているものの、実質的には一般利用者間の送金サービスであるものについては、為替取引として、資金移動業の規制対象となることを明確化する改正がなされています(改正後資金決済法 2 条の 2)。詳細な要件は、債権者が個人であることのほか内閣府令で定められることとなります。

3. 割賦販売法改正法案

クレジットカードなど後払いの決済サービスを規制する割賦販売法についても決済テクノロジーの進展と決済サービス・主体の多様化を受け、新しい技術・サービスに対応するとともに、利用者が安全・安心に多様な決済手段を利用できる環境を整備する観点から、主に次の点を改正する法案が提出されています。

(1) 少額の分割後払い規制の導入(登録少額包括信用購入あっせん業者)

少額の極度額の分割後払いサービスに関して、従来の包括信用購入あっせん業者よりも規制が緩和された類型が設けられることとなりました(改正後割賦販売法 35 条の 2 の 3 以下。なお、極度額は政令で 10 万円とされる見込みです)。従来のクレジットカード決済が比較的高額な商品・サービスの購入が想定されている一方、比較的安価な商品・サービスの決済に用いられる少額決済サービスが登場してきたことから、少額・低リスクの後払いサービスについては、事業展開を円滑化し、消費者の利便性を向上させることから、リスクに応じた相応の規制を課すものです。

まず、包括信用購入あっせん業者に比べ、純資産要件が緩和される見込みであり、登録時に(資産－負債)≥資本金×90/100 との従来の純資産要件について、登録時にグループ全体で充足、事業開始から 5 年以内に充足等を達成することで満たされるように改正される見込みです(具体的な要件については、経済産業省令で規定されることとなります)。さらに、資本金要件が課されないこととされています。

また、契約解除前の催告期間について、現在の包括信用購入あっせん業では 20 日間の催告期間を設け、書面による催告が要求されているところ(現行割賦販売法 30 条の 2 の 4)、7~8 日に催告期間が短縮され、一定の場合には、書面ではなく電子メールでの催告も可能となりました(改正後割賦販売法 35 条の 2 の 6)。電子メールでの催告が認められる具体的な場合については、経済産業省令で今後定められます。

(2) 審査手法の高度化への対応

現行の支払可能見込額調査は、調査事項、調査方法及び算定方法が一律とされていますが、利用・返済実績や取引履歴等の分析・解析により精度の高い限度額の設定が可能となっていることから、改正法案では、新たな審査手法について認定制度が創設されました。審査手法について認

定を受けることにより、支払可能見込額調査に代えて利用することが可能となります(認定包括信用購入あっせん業者、改正後割賦販売法 30 条の 5 の 4 第 1 項)。

事前チェックとして、事業者にて、与信審査手法と延滞率について説明するとともに、適正運用のための内部管理体制を整備することにより認定を受けることが認められます(同項)。なお、詳細な基準については、今後、経済産業省令で定められることとなります。事後チェックとして、設定した延滞率での管理状況等について定期的な報告を行うことが求められます(改正後割賦販売法 30 条の 5 の 5 第 4 項)。著しく不適正な与信審査が行われていると事後的に判断された場合には、改善命令、認定取消し等の行政処分の対象となります(改正後割賦販売法 30 条の 5 の 4 第 5 項)。

(3) QRコード決済事業者等のセキュリティ対策強化

現在の割賦販売法では、イシューア、アクワイアラー、加盟店とともに、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者(アクワイアラー、決済代行業者、コード決済事業者のうち加盟店契約の締結・解除について最終決定権限を有する者が登録を求められます)が、クレジットカード番号等の適切管理義務を直接的に負担しています(現行割賦販売法 35 条の 16 第 1 項 1 号ないし 3 号、35 条の 17 の 9)。今回の改正法では、新たに決済システムにおいて大量のクレジットカード番号等を取扱う事業者(決済代行業者、QRコード決済事業者、EC モール事業者等)についても適切管理義務が課されることとなりました(改正後割賦販売法 35 条の 16 第 1 項 4 号ないし 7 号)。

The takeaway

以上、資金決済法及び割賦販売法の改正法案についての概観となります。いずれの改正法案についても原案通り成立した場合にも、詳細な要件・内容については今後定められる政府令を確認する必要があります。第一種及び第三種資金移動業や登録少額包括信用購入あっせん業者など規制緩和として導入される内容の緩和の程度、また、資金移動業への滞留規制の導入など従前から決済ビジネスを行っている事業者への新たな負担について、今後の政府令や事務ガイドラインの改正動向に引き続き留意する必要があります。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル

電話 : 03-5251-2600(代表)

Email: pwcjapan.legal@jp.pwclegal.com

www.pwc.com/jp/legal

- PwC 弁護士法人に属するタックス ローヤー(税法を専門とする弁護士)は、税務コンプライアンスを意識した経営を志向される企業の皆様のニーズに応えるため、付加価値の高い総合的なプロフェッショナルタックスサービス(税務アドバイス、事前紹介支援、税務調査対応、争訟に行くか否かの判断の支援、税務争訟代理等)を提供いたします。
- PwC ネットワークは、世界 100 カ国に約 3,600 名の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応じていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、および税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業の皆様に提供します。

弁護士

日比 慎

03-5251-2746

makoto.hibi@pwc.com

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亙る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2020 PwC Legal Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.